

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
35	改良住宅の管理等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

阿南市は、改良住宅の管理等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

徳島県阿南市長

公表日

令和6年7月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	改良住宅の管理等に関する事務
②事務の概要	住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)の規定に基づき、改良住宅の整備及び管理を行い、また、住宅困窮者については低廉な家賃で賃貸を行っている。 ① 敷金の徴収に関する事務 ② 敷金の減免の申請の受理、その申請に掛かる事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③ 家賃若しくは敷金の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ④ 入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務 ⑤ 明渡しの請求に関する事務 ⑥ 収入状況の報告の請求等に関する事務 ⑦ 住宅地区改良法で定めるもののほか、阿南市営住宅条例(平成9年阿南市条例第25号)で定める市営住宅及び共同施設の管理について必要な事項に関する事務 ⑦ 家賃の決定に関する事務 ⑧ 家賃若しくは割増賃料の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑨ 割増賃料の徴収に関する事務 ⑩ 割増賃料の徴収猶予の申請の受理、審査又は応答に関する事務 ⑪ 割増賃料の徴収猶予の申請の受理、審査又は応答に関する事務 ⑫ 収入超過者への住宅のあっせん等に関する事務
③システムの名称	1 公営住宅管理システム 2 番号連携サーバー 3 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

市営住宅入居者管理ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表52の項 ・阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年阿南市条例第22号)第4条第2項
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	建設部 住宅課
②所属長の役職名	住宅課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	阿南市総務部総務課 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 電話 0884-22-3804
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	阿南市建設部住宅課 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 電話 0884-22-3431

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	①番号法第9条第1項・別表第2の54の項	①番号法第19条第7項・別表第2の54の項	事後	
令和3年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ①部署	建設部 住宅・建築課	建設部 住宅課	事後	
令和3年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	住宅・建築課長	住宅課長	事後	
令和3年4月1日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	阿南市建設部住宅・建築課	阿南市建設部住宅課	事後	
令和3年4月1日	II しいき値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	II しいき値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	IV リスク対策 8 監査 実施の有無	[○]外部監査	[]外部監査	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7項	番号法第19条第8号	事後	
令和4年4月1日	II しいき値判断項目1. 対象人数 評価対象の事務の対象	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	II 取扱者数1. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	IV リスク対策 8 監査 実施の有無	[]内部監査	[○]内部監査	事後	
令和5年4月1日	II しいき値判断項目1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	II 取扱者数1. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年6月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1の35の項 ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第26条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表52の項 ・阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年阿南市条例第22号)第4条第2項	事後	
令和6年6月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	(情報提供事務) なし (情報照会事務) ①番号法第19条第8号・別表第2の54の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第28条 ③阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年阿南市条例第22号)第4条第2項・別表2の12の項 ④阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成27年阿南市規則第32号)第31条	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 (情報照会の根拠) 番号法第9条第1項 別表52の項	事後	
令和6年6月3日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	[○]自己点検 【 】内部監査 【 】外部監査	[○]自己点検 【○】内部監査 【 】外部監査	事後	
令和6年6月3日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供) 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か[] 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か[]	[]接続しない(入手) []接続しない(提供) 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か[十分である] 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か[十分である]	事後	